２　安全統括管理者資格者証の交付を受けている者が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）による死亡又は失踪宣告の届出義務者は、遅滞なく、その安全統括管理者資格者証を当該届出義務者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）に返納しなければならない。

３　前二項の場合（第一項第二号の場合を除く。）において、返納すべき安全統括管理者資格者証を失っているときは、その事実を証明する書類を添付して、その旨を返納の手続を行う者の住所地を管轄する地方運輸局長（当該住所地が本邦外にあるときにあっては、関東運輸局長）に届け出なければならない。

（安全統括管理者試験の科目）

**第八条**　安全統括管理者試験は、当該安全統括管理者試験の区分ごとに、受験者が安全統括管理者の職務に関し必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するために必要なものとして告示で定める科目について行う。

（安全統括管理者試験の期日等の公表）

**第九条**　安全統括管理者試験の期日及び場所並びに次条第一項又は第二項に規定する申請書の提出期限その他の告示で定める事項は、国土交通大臣（指定試験機関の行う試験にあっては、指定試験機関。第十一条において同じ。）がインターネットの利用その他の適切な方法により公表する。

（受験の申請）

**第十条**　国土交通大臣が行う安全統括管理者試験を受けようとする者は、第四号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

２　指定試験機関が行う安全統括管理者試験を受けようとする者は、当該指定試験機関が定めるところにより、申請書を当該指定試験機関に提出しなければならない。

（安全統括管理者試験の結果の通知等）

**第十一条**　国土交通大臣は、安全統括管理者試験を行ったときは、遅滞なく、受験者に対し、当該安全統括管理者試験の結果を通知し、かつ、当該安全統括管理者試験に合格した者に対しては、安全統括管理者試験合格証明書を交付しなければならない。

（安全統括管理者資格者証の有効期間の更新）

**第十二条**　安全統括管理者資格者証の有効期間の更新を申請する者は、当該安全統括管理者資格者証の有効期間が満了する日以前六月以内に第五号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一　現に交付を受けている安全統括管理者資格者証の写し

二　第十四条に規定する安全統括管理者講習修了証明書（申請日以前三月以内に修了した安全統括管理者講習に係るものに限る。）

（安全統括管理者講習の科目）

**第十三条**　安全統括管理者講習は、受講者に安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために必要なものとして告示で定める科目について行う。

（安全統括管理者講習修了証明書の交付）

**第十四条**　登録安全統括管理者講習機関は、安全統括管理者講習を実施したときは、遅滞なく、当該安全統括管理者講習を修了した者に対し、安全統括管理者講習修了証明書を交付しなければならない。

## 第二節　運航管理者資格者証

（船舶の運航に関する実務の経験）

**第十五条**　法第三十二条の七第一項の国土交通省令で定める船舶の運航に関する実務の経験は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に掲げるものとする。

一　総合運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する小型船舶以外の船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

二　大型船舶運航管理者試験　前号イからハまでのいずれかの実務の経験

三　小型船舶運航管理者試験　次のいずれかの実務の経験

イ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶に船長又は甲板部の職員として一年以上乗り組んだこと。

ロ　人の運送をする船舶運航事業の用に供する船舶の運航の管理に関する業務に一年以上従事したこと。

ハ　地方運輸局長がイ又はロに掲げる実務の経験と同等以上と認める実務の経験

（運航管理者資格者証の様式及び交付）

**第十六条**　運航管理者資格者証は、第六号様式によるものとする。

２　運航管理者資格者証の交付を申請しようとする者は、第七号様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、その住所地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

一　住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び生年月日を証明する書類

二　前条に規定する実務の経験を有していることを証明する書類

三　次条において読み替えて準用する第十一条に規定する運航管理者試験合格証明書（申請日以前十年以内に合格した運航管理者試験に係るものに限る。）

四　法第三十二条の八各号のいずれにも該当しない者であることを信じさせるに足る書類

（準用）

**第十七条**　第五条から第十四条までの規定は、運航管理者資格者証、運航管理者試験及び運航管理者講習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 第五条第一項及び第六条 | 第三号様式 | 第八号様式 |
| 第七条第一項第一号 | 法第三十二条の六 | 法第三十二条の十 |
| 第八条 | 安全統括管理者の | 運航管理者の |
| 第十条第一項 | 第四号様式 | 第九号様式 |
| 第十一条 | 安全統括管理者試験合格証明書 | 運航管理者試験合格証明書 |
| 第十二条 | 第五号様式 | 第十号様式 |
| 第十二条第二号 | 第十四条に規定する安全統括管理者講習修了証明書 | 第十七条において読み替えて準用する第十四条に規定する運航管理者講習修了証明書 |
| 第十三条 | 安全統括管理者として | 運航管理者として |
| 第十四条（見出しを含む。） | 安全統括管理者講習修了証明書 | 運航管理者講習修了証明書 |
| 第十四条 | 登録安全統括管理者講習機関 | 登録運航管理者講習機関 |